

消費者機構日本ニュースレター

154号

Twitter を始めました

消費者機構日本の認知度増、ウェブサイトへの誘導を目的に Twitter を開始しました。

当機構の活動の紹介や成果をツイートするだけでなく、他団体のツイートをリツイートも積極的に行い、消費者被害防止に役立つ情報等を発信していきます。ぜひ、フォローやリツイートをお願いします。



<https://twitter.com/COJ50244630>

【被害回復訴訟】東京医科大学 判決言い渡し期日と傍聴のご案内

東京医科大学を被告とした被害回復訴訟（平成 29 年度・30 年度の入学検定料等の返還請求）について、判決言い渡しが次のとおり行われます。

日時：2020年3月6日（金）11時00分～

場所：東京地方裁判所民事1部415号法廷

アクセス：<http://www.courts.go.jp/tokyo/about/syozai/tokyotisai/>

傍聴はどなたでも出来ますので、多数の方にご参加いただきたいと思います。なお、消費者行政関係または消費者団体関係者の方については、「所属」と「お名前」を消費者機構日本事務局（メール gotou@coj.gr.jp）にご連絡いただければ幸いです。

これまでの経過や原告・被告の主張の概要につきましては下記をご参照ください。

http://www.coj.gr.jp/trial/topic_20181217_01.html

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190910_01.html

「とうきょう修理」の事業停止に伴い、当機構の対応を終了しました。

当機構は「とうきょう修理」の運営会社「オルネスホールディング株式会社」に対し「とうきょう修理」のウェブサイト上の表示や基本約款、修理約款について2018年1月以降、要請・申入・質問を行っていたところ、事業者が2019年12月26日をもって当該事業を終了したことを公表しました。

当該サイト <https://www.tokyo-pc.com/>

「役務提供及び営業終了のお知らせ」

このように事業が停止されたことにより当機構が申入れ（差止請求）を行う意義がなくなったため、本件についての取り組みを終了しました。

なお、本件事業者に対しては東京都が特定商取引に関する法律に基づき業務一部停止命令などの措置を取っています。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/shobun/shobunn191226.html>

本件の詳細につきましては下記をご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_181108_01.html

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_200205_02.html

(株)tattva が「薬用ノエミュ」の定期コース」の販売を停止。対応を終了しました。

当機構は2018年6月以降、株式会社tattvaに対して「薬用ノエミュ」定期コース（モニターコース）の広告サイト（定期通販サイト）の改定を求めて申入れと要請を行っていました。

[申入れ・要請の趣旨]

- ・広告サイトで表示されることのあるタイムセール広告（15分だけのスペシャルタイムセール）を行わないこと。
- ・定期コース購入にあたっての条件（最低継続回数、2回目以降の価格）を広告サイトの「申込みボタン」のリンク先の上部に記載すること。また、申込確認画面の見やすい場所に表示すること。
- ・コースの名称が「定期コース」「モニターコース」などの複数あるのを統一すること。
- ・各種規約の提供。

[事業者の対応]

事業者においてこれらの申入れ及び要請に対して対応がなされましたが、一部事項についてシステム上対応が困難であるため、定期コースの販売を中止することが決定されました。当機構は事業者のこの決定を受け、本件対応を終了しました

本件の詳細につきましては下記をご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_200205_01.html

【被害回復訴訟】株式会社 ONEMASSAGE と泉忠司事案関連

被害者が自ら訴訟を提起されるか、当機構の裁判の結果を待つか、判断のための参考資料を提供しています。

当機構は2019年4月に株式会社ONEMASSAGEと泉忠司を被告として情報商材の購入代金の返還を求めて共通義務確認訴訟を提起し、以降、これまでに4回の期日がありました。

http://www.coj.gr.jp/trial/topic_20190426_01.html

被告らは全面的に争う姿勢であり、判決確定まで長期間を要することが予想されます。仮に当機構が敗訴した場合、本件訴訟の判決確定を待っていた個々の被害者の方の個別請求権が時効により消滅するおそれがあります。

〔消滅時効について〕

不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は被害者が損害及び加害者を知った時から3年間です。当機構が勝訴すれば、第二段階で参加することにより、判決で認められた対象債権については当機構の訴え提起時に遡って消滅時効が中断したものと扱われます。

一方、当機構が敗訴した場合には消滅時効は中断せず、また、当機構が求めている対象債権（仮想通貨バイブル等の各購入代金）以外の請求権については当機構の訴訟提起と無関係に消滅時効が進行します。

については、個々の被害者が個別に訴訟を提起するかどうかご自身で判断いただけるよう、その参考となると思われる主な争点をウェブサイトでお知らせしています。

〔本件訴訟における主な争点と原告・被告の主張（概要）〕

2020年1月7日時点における訴訟の主な争点は以下のとおりで、これらについて被告らは全面的に争う姿勢を示しています。

- (1) 特例法による訴訟要件のうち、特に「支配性」と「被告適格」について
- (2) 不法行為の成立について
 - ① 仮想通貨バイブル DVD の勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること
 - ② VIP クラスの勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること
 - ③ 仮想通貨バイブル DVD 及びVIP クラスの価格の欺瞞性
 - ④ 仮想通貨バイブル・VIP クラスの違法な勧誘に故意・過失があること
 - ⑤ パルテノンコース勧誘が虚偽又は著しく誇大であり、違法であること
 - ⑥ パルテノンコースの価格の欺瞞性
 - ⑦ パルテノンコースの違法な勧誘に故意・過失があること

詳細につきましては下記をご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_200131_01.html

http://www.coj.gr.jp/zesei/pdf/topic_200131_01_01.pdf


**全国の適格消費者団体（21 団体）のホームページ公表情報
（2020年1月18日～2月15日分）**

○各適格消費者団体（21 団体）のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(1月18日～2月15日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	■ 2020/2/3 : 楽天様から回答書が届きました。
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	■ 2020/1/21 : 株式会社栃木ユナイテッドに申入れ終了の通知を送付しました。 ■ 2020/1/21 : CoconutCrusher に申入れ終了の通知を送付しました。

<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/1/23 : 山手学院に対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました ■ 2020/2/6 : (株)ディー・エヌ・エーに対する差止請求訴訟において、当会の主張が認められた判決が出ました ■ 2020/2/12 : トレンドマイクロ(株)に対し、消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行ないました ■ 2020/2/13 : 「(株)ディー・エヌ・エー差止請求訴訟判決を受けて」代理人弁護団コメント
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/2/4 : 株式会社 ONE MESSAGE および泉忠司氏に対する共通義務確認訴訟における主な争点と原告・被告の主張(概要)～被害者ご本人が訴訟を提起されるか、当機構の裁判の結果を待つか、判断のための参考資料のご提供～ ■ 2020/2/5 : 株式会社 tattva が「薬用ノエミュ」の定期コースの販売を終了しました。 ■ 2020/2/5 : 「とうきょう修理」の事業停止に伴い、対応を終了しました。 ■ 2020/2/10 : 【東京医科大学】被害回復訴訟 判決言い渡しと傍聴のご案内 ■ 2020/2/10 : Twitter はじめました。
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/1/28 : 2020年1月20日第4期消費者基本計画案に対する意見を提出しました。ご確認ください。
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/1/22 : 株式会社十六銀行に対して申入終了通知書を送付しました。 ■ 2020/1/29 : 大東建託パートナーズ株式会社から報告書が届きました。 ■ 2020/2/3 : 株式会社 Moppon Corporation から回答書が届きました。 ■ 2020/2/6 : 株式会社アイ工務店から回答書が届きました。
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/1/23 : 消費者庁に、第4期消費者基本計画(案)に関する意見書を提出しました。 ■ 2020/1/24 : 消費者庁に対して、欺瞞的なお試し価格・定期購入商法による有利誤認表示を行っている、または過去に行っていた事業者に対し、措置命令、課徴金等の徹底的な対応を強く求める意見書を提出しました。

<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/1/24: 株式会社イーエムアイから2019年12月23日付「回答書」を受領しました。 ■ 2020/2/10: 「第4期消費者基本計画(案)」に関する意見を藤井克裕KC's理事長名で提出しました。 ■ 2020/2/10: 【注意喚起】「簡易生命保険契約」に関するご注意 ■ 2020/2/10: (独)郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が簡易生命保険の契約者に配布するパンフレット類の記載が一部改善されたことを受け、同機構に対する要請活動を終了しました。
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020/1/22: (株)I.D.M.申入れ終了の報告
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



特定非営利活動法人 消費者機構日本
 発行人: 藤井喜継 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077